



一般廃棄物処理業許可証

伊 奈 町
許 可 第 6 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により下記のとおり許可する。

令和8年4月1日

伊奈町長 大島 清

記

住 所 さいたまま市岩槻区南辻25番地2

(法人の場合は主たる事務所の所在地)

名 称 株式会社 ヤマト

氏 名 吉田 孝幸

(法人の場合は主たる事務所の所在地)

取り扱う廃棄物の種類 ごみ(可燃・不燃)

許可区域 申請区域のとおり

許可の有効期限 自 令和8年4月1日

至 令和10年3月31日

許可条件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める事項を遵守すること。